

トピックス



第34回 川俣町・中央区スポーツ少年団地域交流会

7月28日～30日、福島県川俣町と中央区のスポーツ少年団の交流会が行われました。この交流会は、スポーツを通して交流し、互いの地域の理解を図ろうと相互に訪問し合う形で続けられています。今年も96名の団員が本区を来訪し、野球やサッカーなどで親交を深めました。

障害者証の更新

この制度は、都が医療費の一部を助成し、重度心身障害者の方の福祉の増進を図ることを目的としています。

現在の「障害者証」は八月三十一日(金)で期限切れとなりますが、対象者には新しい受給者証(黄色)を八月末日までに郵送します。期限の切れた受給者証は区役所四階障害者福祉課または特別出張所へお返しください(郵送可)。

対象

- 次の要件を全て満たす方
- 区内に住所がある方(障害者支援施設などに入所している方も含む)
- 「身体障害者手帳」一・二級(内部障害にあつては三級も可)の方または「愛の手帳」一・二度の方
- 健康保険または後期高齢者

助成する医療費の範囲

健康保険または後期高齢者医療制度での自己負担分から①一部負担相当額(別表2)を除いた額
②高額医療費の支給
一カ月に支払った一部負担金の合計額が自己負担限度額

医療制度に加入している方が所得が基準額(別表1)以下の方
◎該当者であっても、後期高齢者医療制度被保険者障害認定により加入している方も含む)で住民税が課税されている方、六十五歳以上で新規に「身体障害者手帳」を取得した方は対象になりません。

◎また、受給者証の交付を受けていない方は、お問合せください。

別表1

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人
基準額(円)	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000

別表2

区分	一部負担金 自己負担割合	自己負担限度額		食事療養費
		外来(個人ごと)	外来+入院 (世帯の障害者合算)	
住民税課税者	1割	12,000円	44,400円	260円/回
住民税非課税者		負担なし		260円/回

を超えた場合には、申請により、その超えた分があとから払い戻されます。対象者には申請書をお送りします。
◎詳しくはお問合せください。
※問合せ先
障害者福祉課障害者福祉係
☎(3546)5268

34歳以下の若年者対象 若年者合同就職面接会

三十四歳以下の若年者を対象とした就職面接会を開催します。ぜひ、ご参加ください。
日時 9月7日(金)
午後1時30分～4時30分(受付は午後4時まで)

会場 東京しごとセンター
地下二階講堂(千代田区飯田橋3-10-3)
※詳しくはお問合せください。
※問合せ先
ハローワーク飯田橋U-35
☎(5212)8609
lg.jp/mobile/

10月から中央小学校・明石小学校の スポーツ開放が始まります

別表3

施設名	開放曜日 ※2	利用時間	利用種目 ※3	使用料
中央小学校 (湊1-4-1)	体育館 ※1	月・水・金	バスケットボール①、バレーボール①、卓球④、バドミントン③、剣道、空手、太極拳、体操	1,500円
	校庭	火・木・金	テニス②	1面 2,100円
明石小学校 (明石町1-15)	体育館 ※1	月・木・日	バスケットボール①、バレーボール①、卓球③、バドミントン③、剣道、空手、太極拳、体操	2,000円

※1 体育館は、全面利用となります。
※2 学校行事などで、利用できない場合があります。
※3 利用種目の「○」の中の数字は、利用可能面数です。

中央小学校・明石小学校の新校舎の完成に伴い、別表3のとおり学校体育施設を登録団体に開放します。
利用開始日 10月1日(月)
申込開始日 9月1日(土)
申込方法 区のホームページ内「公共施設予約システム」から申込み。
◎利用申込みをするためには、事前に「体育施設団体利用登録」が必要です。登録方法や登録要件などの詳細はお問合せください。
※問合せ先
スポーツ課体育施設係
☎(3546)5529
公共施設予約システムホームページアドレス
パソコン用
http://yoyaku.city.chuo.
lg.jp/web/
携帯電話用
http://m-yoyaku.city.chuo.
lg.jp/mobile/



▲黒駒の獅子頭(左:雄獅子・右:雌獅子)

区民有形民俗文化財
佃二丁目1番14号住吉神社

黒駒の獅子頭

ちょっと知っ得 / 区内の文化財

八月上旬に行われた佃・住吉神社例大祭は、月島地域を祭り一色に染め上げる盛大なものでした。活気に満ちた氏子衆や群れをなして見物する人々の様子は、今も昔も変わらない風情のようです。江戸時代の地誌「江戸名所図会」住吉明神社のくだりにも「例祭ハ毎歳六月廿八日廿九日兩日なり人々群集す」と紹介され、著者である斎藤月岑も大祭見物に訪れています。
昔と異なるといえば、明治六年(一八七三)の改暦(旧暦明治五年十二月三日を新暦明治六年一月一日とした)を境に、旧暦(太陰太陽暦)と新暦(太陽暦)とで祭日変更されている点です。かつては、住吉神社が佃島に創建された六月二十九日(正保三年)が祭日でしたが、新暦採用後は八月六日となりました。また、期間も旧暦の二日間(六月二十八日・二十九日)から明治中期以降は八月六日を含む三日間となり、現在は四日間の日程で執り行われています。
さて、大祭のシンボルの一つである獅子頭には、前回の龍虎に続きもう一つ貴重な獅子頭が伝来しています。地元では黒を基調とした表面の色から「黒駒」と称されている雌雄一対の獅子頭です。
この獅子頭は、江戸時代から住吉神社大祭で用いられてきたもので、現在は大祭期間中、御仮屋(黒駒の庭)と呼ばれる)に安置されています。なお、獅子頭は赤色が多く用いられますが、日本各地に伝わる獅子頭には黒色の獅子頭(地域によっては「権現様」と称される)も存在しています。
黒駒の獅子頭は、木製保存箱の蓋に記された墨書銘「文政二年卯歳六月吉日辰」等から、江戸後期の作と推定されるもので、赤熊の毛が植えられた頭頂部に宝珠を冠する雌獅子と角を持つ雄獅子とがあり、雌雄ともに扁平でやや方形をなした木造の獅子頭です。表面は黒漆塗り、唇・鼻孔・眼・耳の内側には朱漆が施されており、眉毛・鬚等部分には渦を巻いた毛描文様が金泥で表現されています。大きく見開いた両眼と盛り上がった獅子鼻、銀泥塗りの歯をむき出して波打つように開いた口からは、躍動感のある豪快な作風がうかがえます。
中央区主任文化財調査指導員 増山一成